

平成31年度高知市立一宮中学校部活動運営方針

1 本校における部活動の位置づけ

本校においては、平成29年7月告示中学校学習指導要領における「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」（第1章総則第5の1のウ）に基づき、学校教育の一環として位置付ける。

本校における全ての教育活動は、学校教育目標「夢や希望をもち、自分を高め、仲間を大切にして協調できる人間の育成」の具現化を目的として行われる。部活動も同様である。

2 本校における部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 部活動運営方針の策定等に関すること

ア 校長は、高知市運動部活動ガイドライン（平成30年12月策定）を参考に毎年度「高知市立一宮中学校部活動運営方針」を策定する。本方針には文化部も含めるものとする。

イ 校長は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を担当職員に作成させ、提出をさせるものとする。

ウ 校長はアの内容を、毎年、全校生徒に説明するとともに、保護者にはPTA総会で説明する。さらに部活動加入生徒には部活動発足式において、保護者には第一回保護者会において再度説明をするとともに、年度当初の学校だより、本校ホームページにも掲載する。

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築について

ア 校長は平成31年度、本校に以下の部活動を置く（男女の記入がない部活動は、性別を問わないものである）。

【体育部】

バスケット（男子）・バスケット（女子）・バレーボール（女子）・陸上・卓球
バドミントン（男子）・バドミントン（女子）・野球・剣道・サッカー・駅伝
レスリング・水泳・柔道・空手

※ 水泳・柔道・空手については、中体連主催の大会引率のみとする。

※ レスリングの活動・引率等については、年度毎に、高知東高等学校レスリング部顧問と協議して決定する。

【文化部】

吹奏楽・放送・文芸・英語・美術・茶道・科学・コーラス・グリーン

イ 校長はアの各部活動に対して顧問・副顧問を配置する。同種目名で男女の記入があるものは、それぞれに顧問・副顧問を置くものとする。

ウ 校長は、年間活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活

動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行うものとする。

エ 校長は、各部のキャプテンによって構成される部活動委員会を設置し、各部の意見調整や全部員にかかわる諸問題を協議する。部活動委員会の指導は、体育部・文化部より教職員の互選により各1名の顧問を決定し指導に当たる。また、キャプテンの中から立候補により、委員長・副委員長を決定し、その任に当たるものとする。

オ 校長は、各部活動の保護者に対して保護者会の結成及び加入の依頼を行う。

カ 校長は、PTA総会で承認された部活動に関する予算を各部活動に配分して有効に活用するよう指導する。活動費が不足する場合には、保護者会において説明し、理解を得たうえで保護者会費を徴収することができるものとする。保護者会費の額の決定や徴収及び予算・決算・監査等の管理については保護者会に委託するものとする。また、県代表等として大会に参加するための参加費・交通費及び宿泊費等については、学校配当予算、または、PTA会長と相談の上PTA本会計予算より補助することができる。

キ 校長は、必要に応じて顧問会、部活動委員会、部活動集会を開催し、生徒の自治活動を援助するとともに、学校教育目標を具現化するための助言・指導に努めるものとする。

3 本校における合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び顧問・副顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 校長及び顧問・副顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うため、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力する。

(2) 適切な休養日等の設定

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることを基準とする（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とすることを基準とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることを基準とする）。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うことを基準とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを基準とする。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週

末を含む)は3時間程度を基準とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 定期考査発表中における部活動停止期間を設ける。定期考査終了日より10日以内に公式戦・コンクール等のある部活動は校長が承認し、保護者の了承を得た上で、1時間程度の練習を認めることがある。

(3) 熱中症事故の防止

ア 校長及び顧問・副顧問は、熱中症の予防に最大限の努力を行う。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問・副顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5 その他

(1) 台風等の接近や集中豪雨、地震等への対応

ア 授業日については、学校及び市教委が行う判断通りとする。

イ 授業日以外の練習については、練習開始1時間前に「大雨」「洪水」「暴風」のいずれかの警報が高知市に発令されていた場合は、活動を中止することとする。

ウ 対外試合等の場合は、主催者の意向も考慮するが、上記ア・イと同様とすることを基本とする。

(2) 細則の制定

校長は、本方針に基づいた運営細則を作成し、生徒及び保護者に説明することとする。

(3) 地域との連携

校長は、小中連携の観点から、小学校のミニバス・陸上記録会のための練習、小学校スポーツ少年団や小学校放課後児童クラブ等への訪問指導を行うなど、地域との連携を深めることを推奨する。

6 本方針の施行について

本方針は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年度高知市立一宮中学校部活動運営細則

1 入部・退部に関すること

本校生徒は、所定の入部届けに必要事項を記入し保護者捺印のうえ、学級担任に提出し、学級担任確認後、学級担任が顧問に提出することで入部することができる。また、所定の退部届けに必要事項を記入し保護者捺印のうえ、学級担任に提出し、学級担任確認後、学級担任が顧問に提出することで、退部することができる。

2 適切な休養日等の設定に関すること

(1) 練習時間の設定について

ア 本校部活動運営方針3(2)ウに従うことを原則とする。

期 間	部活動下校時刻
4 / 1 ~ 8 / 31	午後7 : 00
9 / 1 ~ 9 / 30	午後6 : 30
10 / 1 ~ 2 / 末	午後6 : 00
3 / 1 ~ 3 / 31	午後6 : 30

イ 下校時の安全確保の観点から、期間により、右表の部活動下校時刻を設定し、活動時間が、

アで規定する時間以内であっても、この時刻までに片づけ・ミーティング等を終了させ、正門を出ることとする。

ウ 朝練習を行う場合には、放課後の練習時間と合わせて2時間程度とする。朝の学活に間に合わないという事態が生じないことを顧問・副顧問が徹底する。

エ 同じ週に土曜日・日曜日と連続で対外試合等があった場合は、次の週に予定されている平日の休養日に加えて新たにもう一日平日の休養日設けることを原則とする。次の週の土曜日・日曜日を連続で休養日とすることも可能とする。

オ テスト期間中の土曜日・日曜日を休養日とした場合、週休日に限り、休んだ日数を他の週の休養日と振り替えることができるものとする。振り替えることができる期間は前後1カ月ずつとする。

3 教員の特殊業務手当に関すること

(1) 規定に従って申請する。

4 教員の働き方改革との関連に関すること

(1) 月に1回程度の定時退庁日との関連について

月に1回程度設定する定時退庁日には、全ての部活の平日休みを合わせることで、教員が休養を取りやすい環境を創ることとする。

(2) 夏季休業中の閉庁日との関連に関すること

平成31年度に予定されている閉庁日の8月13日(火)14日(水)15日(木)には部活動を行わないことを原則とする。ただし、公式戦及びコンクール等が近くにある場合や、中体連専門部や競技団体主催の合宿等がある場合には校長の許可を得て、実施することができるものとする。

5 その他

(1) 服装・態度

- ア 言葉遣いを指導し、真剣に自主的に練習に取り組む体制をつくる。
- イ 土曜日・日曜日を含め、練習のための登下校は制服とする（部で認められた服装は制服に準ずるものとする）。
- ウ 練習中の服装は顧問の指導のもと、生徒心得を逸脱しないようにする。
- エ 買い食いや学校内での菓子・ジュース等の飲食は厳禁とする。練習日等の昼食は外に買いに行かせない。
- オ 携帯電話は、活動中は顧問に預ける。校外に出るまで使用を禁止する。
- カ 練習が終了し次第すみやかに下校する。

(2) 食事場所・及び活動場所

別途に定める(顧問の指示に従うこと)

(3) 部活動黒板

部活動ホワイトボードには、顧問が練習時間・場所等を記入する。記入のないときは、練習休止とする。対外試合があるときには、部活動黒板に時間・会場等を記入する。

(4) 用具の管理

- ア 運動場使用後は必ず整地を行う。
- イ 体育館は使用後必ずモップで清掃する。必要なくステージや体育管理室に入らない。
- ウ 体育館ステージ、運動場、プールまわりの清掃は担当の部が行う。
- エ 各部室や使用する教室は常に清潔にする。休み時間等には部室への出入りは禁止する。また、関係のない部室には入らない。部室のカギはできるだけキャプテンが返すようにする。
- オ 昼食で使用した教室には食べた後のちりは捨てないようにし、最後の人が責任をもって戸締まりをし、迷惑をかけないようにする。
- カ 貴重品はもって来ないようにする。貴重品がある場合は、必ず顧問または副顧問に預けること。
- キ 職員玄関には靴をおかない。マナーを守ること。

(5) 運動場部室配置表

サッカー	陸上 (女)	陸上 (男)	テント	バドミントン (女)	バドミントン (男)	体育倉庫	机・イス	バレエ (女)	テント	バスケット (男)	バスケット (女)	サッカー	サッカー	野球	野球	物置
------	-----------	-----------	-----	---------------	---------------	------	------	------------	-----	--------------	--------------	------	------	----	----	----

◎部室の使用にあたって部員は、次のことを守ること。

- ・他の部室への出入りをしない。
- ・部室で飲食をしない。
- ・練習後、雑談等して残らない。
- ・部室付近でのボール遊びをしない。
- ・私物を置かない。
- ・部室を常に清潔にすること。